

駿河台大学における公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針

平成27年11月26日
令和3年2月1日一部改正
駿河台大学 学長

駿河台大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。令和3年2月1日改正）に基づき、本学における公的研究費の適正な管理・運営のため、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を定めます。

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な研究不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実に継続的に実施する。
4. 適正に予算執行を行うために、実効性のあるチェック体制を構築し、公的研究費の適正な運営・管理を行う。
5. 公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有され、共通理解される体制を構築する。
6. 公的研究費の不正使用防止のため、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

以上